

外部評価報告書
(文教育学部評価結果)

平成31年3月



お茶の水女子大学
Ochanomizu University

目 次

はじめに

I. 外部評価結果の概要	- 1 -
-1 基準ごとの評価結果-文教育学部	- 1 -
-2 外部評価員からの指摘事項に対する対応・改善	- 16 -
-3 平成30年度外部評価委員による質疑・応答	- 19 -
II. 外部評価委員の総評	- 21 -
III. 参考資料	- 24 -
-1 評価指針	
-2 部局別評価要項	
-3 評価実施体制	
-4 外部評価委員会委員名簿	
-5 お茶の水女子大学外部評価訪問調査出席者名簿	

はじめに

国立大学法人お茶の水女子大学では、学校教育法及び同法施行規則に基づく自己点検・評価を、「国立大学法人お茶の水女子大学全学評価要項」及び「同部局別評価要項」に基づき7年以内ごとに1度行うことを定めており、平成16年度の国立大学法人化以降、3度目となります。

実施いたしました自己点検・評価は「大学改革支援・学位授与機構」が行います「大学機関別認証評価」で定めております教育活動を中心とした評価項目・基準・観点を基本として策定いたしました。

評価方法としては、策定した自己評価書を学外の有識者により構成される「外部評価委員」による書面調査と訪問調査（平成31年1月11日）を実施いたしました。委員の方々には、貴重なご意見をいただき大変有益な示唆を受けることができました。

この評価結果を今後に活かし、本学が取り組む教育・研究の質の改善や向上等に活かしていく所存です。

平成31年3月吉日

お茶の水女子大学長

室 伏 きみ子

I 外部評価結果の概要

I－1 基準ごとの評価結果

文教育学部

基準1 大学の目的及び部局等の使命・目的

① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 大学の目的、学部、学科の目的が、明確に定められており、大学一般に求められる目的に適合している。自己評価どおりである。
- 学則第1条には大学の目的が、第4条には文教育学部及び各学科の目的が明確に定められている。これらは学校教育法第83条に照らして適合的である。

基準1 大学の目的及び部局等の使命・目的 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 大学の目的、使命が明示されており、自己評価どおりである。（伊藤委員）
- 本学学則第1条には大学の目的が、第4条には文教育学部及び各学科の目的が明確に定められている。これらは学校教育法第83条に照らして適合的である。（松浦委員）

基準2 教育研究組織

- ① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 学部及びその学科の構成は、教育研究の目的を達成する上で適切と思われる。（伊藤委員）
- 文教育学部及びその4学科 12 コース、グローバル文化学環の構成は、学部学士課程教育の目的に照らして、幅広く多様な専門分野をバランスよくカバーしており、適切である。（松浦委員）

- ⑤ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 学務部会、教務関係事項検討委員会、それぞれの組織がどのようなものなのかが資料からはわからないが、教務関係の組織が確かにあり、適切に活動していることは認められる。
- 文教育学部教授会は、学生の入学及び卒業、教育課程編成をはじめとする教育活動に関する重要事項を審議している。また教育課程や教育方法等を検討する組織として教務関係事項検討委員会が設置されている。いずれも適切に構成され、必要な活動が行われている。

基準2 教育研究組織 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 組織の構成は、自己評価どおり適切と考えられる。活動もなされていることが確認できる。
- 教育研究組織の構成及び活動が適切であることが確認できる。

基準3 教員及び教育支援者

- ① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 組織的な連携体制と責任の所在が明確にされた教員組織編成がなされている。
- 4学科・各コース、さらにグローバル文化学環のそれぞれに学科長、コース・環主任が選任されているほか、学年（指導）担当者、各種委員が選出されている。教員の役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、責任の所在も明確な教員組織編制がなされている。

- ② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 何を「教育上主要と認める授業科目」と認めるのか、観点②の設問に疑問を感じる。自己評価書の【観
点に係る状況】を読むとあたかもリベラルアーツ科目は主要科目でないかのように読めるが、それでよい
か？
- 学士課程の教育活動を展開するために必要な教員が確保されており、専任の教授・准教授が主要授業科
目の多くを担当している。

- ⑤ 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 少なくとも資料が必要だが、資料を見てもおそらくすぐには適切な判断はできない。
- 組織上、教員の採用や昇格は学部以外の部局で行われるが、その基準は明確に定められ、適切に運用さ
れている。学部教育担当資格に関しては、資格審査委員会によって教育上の指導能力の評価・審査が行わ
れている。

基準3 教員及び教育支援者の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 問題ない。
- 教員組織編制、教員配置、採用・昇格審査に関して、適切に組織・運用されていることが確認できる。

基準4 学生の受入

- ① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 明確に定められており、自己評価どおりである。
- 前期日程入試、後期日程入試などの時期や入試方法ごとに入学者受入方針を、学部全体の方針、求める人物像、選抜方法などを受け入れ可能な学科ごとに、また2年次に進学するグローバル文化学環についても受入方針を明示している。

- ② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 問題はないように思われる。
- 入学者受入方針に沿って、多様な選抜方法を用意し、適切な学生の受入方法が採用されている。

- ③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 実施体制は適切である。公正に実施されていると認められる。
- 全学組織として入学試験実施委員会の下に学部入試実施部会が設置され、全学と文教育学部の連携が図られている。合否判定や入試にかかわる情報開示も適切に行われている。

- ④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 非常にきめ細かく多様な検証の取組を行っており、素晴らしい。
- 学長戦略機構の下に入試推進室が設置され、入学者受入方針に沿った学生が入学しているかを検証している。さらに入学後の追跡調査や入学手続き後のアンケートを実施している。これらの資料に基づき、入試方法の改善に取り組んでいる。

- ⑤ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

おおむね妥当

【評価結果の根拠・理由】

- 定員を下回るのなら、定員を減らすことも検討してよいと思われる。
- 過去3年間の入学定員充足率は、文教育学部全体としては106～108%であるが、学科、年度によっては、110%以上となっている場合もある。大幅な超過とは必ずしも言えないが、より一層の定員管理の厳格化が必要ではないか。入学者数の適正化に関する検討が行われていることは確認できる。

基準4 学生の受入 の全体評価

【評価結果】

おおむね妥当

【評価結果の根拠・理由】

- 大きな問題はないと思われる。
- 学生の受入に関しては、入学者受入方針にもとづき、適切かつ公正に実施されていることが確認できる。

基準5 教育内容及び方法

- ① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 明確に定められている。
- 教育課程の編成・実施方針が学部全体及び学科ごとに明文化され、公表されている。

- ② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【評価結果】

おおむね妥当

【評価結果の根拠・理由】

- 問題はないように思われる。内容、水準の検証は継続して行われるべきだろう。
- 教育課程の編成・実施方針に基づいて、各学科及びグローバル文化学環の教育課程が体系的に編成されている。文教育学部として「学士（人文科学）」学位を授与しているが、人間社会科学科の卒業生にもこの名称の学位を授与することが妥当かどうかは将来的に検討の余地がある。

- ③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 四学期制がどれだけ機能しているのか更に検証が必要のように思われるが、多様な知識の習得を可能にしていることは確かと思われる。
- 複数プログラム選択履修制度の導入やグローバル文化学環の設置をはじめとする学生の多様なニーズに対応するための取組、国内大学との単位互換制度、インターンシップの単位化、国外大学との交換留学制度などの学術の発展動向や社会からの要請への配慮がなされている。

- ④ 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 授業形態は適切と認める。TAを配置することがすなわち適切な指導法の採用というわけではないだろうが、積極的な取組であることは確かである。
- 教育目的、教育の特性に応じて、講義、演習、実習等の授業形態の適切な組合せ・バランスについて考慮されている。演習、実習科目も重視される傾向にあり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されている。

- ⑦ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- きめ細かい配慮がなされており、素晴らしい。あと、学生の精神衛生を考えるべきではないか。
- 全学的な取組として、英語や自然科学系の基礎学力不足学生に対する科目開講などの配慮がなされている。また学部として、コース・講座単位で成績不振学生への個別の指導・面談態勢の整備などが行われている。

- ⑧ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 明確に定められている。
- 学士課程全体、文教育学部、各学科及びグローバル文化学環のそれぞれについて学位授与方針が明文化され、公表されている。

- ⑪ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

おおむね妥当

【評価結果の根拠・理由】

- 問題はないように思われる。
- 学位授与方針に従って、卒業認定要件が学則に定められ、履修にかかわる必要単位数の情報や既修得単位の取扱についても、履修ガイド及び大学ウェブサイトを通じて学生に周知されている。卒業認定は学部教授会の審議に基づき学長に上申・決裁され、適切に実施されている。

基準5 教育内容及び方法 の全体評価

【評価結果】

おおむね妥当

【評価結果の根拠・理由】

- 大きな問題はない。学習効果のより適切な検証方法を探っていくべきだと思われる。
- 教育内容及び方法については、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針に基づき、組織的な取組のもとに、学部教育活動において適切な配慮がなされている。

基準6 学習成果

- ① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 様々な数字は学習成果が上がっていることを示している。論文の内容・水準は引き続き検証の必要がある。
- 文教育学部学生の平均修得単位数は、全学的に見て依然として数値が高いが、減少傾向にはある。卒業率も上昇傾向にあり、また各種資格取得も増加傾向にある。学習成果が上がっていることが確認できる。

- ② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

おおむね妥当

【評価結果の根拠・理由】

- 学生の満足度の高さは認められる。客観的な学習成果を引き続き検証していく必要がある。
- 授業評価アンケートの回答率も高く、その回答内容からも、学生の満足度や達成度の高さが確認できる。ただしこれらと学習成果（の向上）との関係については、更なる分析が必要ではないか。

- ③ 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【評価結果】

おおむね妥当

【評価結果の根拠・理由】

- 大きな問題はない。学習効果のより適切な検証方法を引き続き探っていくべきだと思われる。
- 卒業生の就職率、大学院進学率はともに高水準で増加傾向にあり、学習成果が上がっていると判断できる。

基準6 学習成果 の全体評価

【評価結果】

おおむね妥当

【評価結果の根拠・理由】

- 大きな問題はない。学習成果というものをより適切に検証する方法を更に探っていくべきだと思われる。
- 学習成果については、単位取得、卒業（率）、資格取得などの状況、授業評価アンケート、就職や進学の状況・実績などから判断して、学習成果が上がっていると確認できる。

基準7 施設・設備及び学生支援

- ④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 自己評価どおりと思われる。
- 全学の共通施設も充実しており、これに加えて、文教育学部の各施設においても自主的学習環境の整備が行われ、効果的に利用されている。

- ⑤ 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 自己評価どおりと思われる。
- 入学時に学部・学科ガイダンス、1年次後期には主プログラム選択のためのガイダンス、2年次には専門教育科目を中心としたガイダンスや交流会、更に卒業論文・卒業研究に向けたガイダンスも実施されるなど、適切に行われている。

- ⑥ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 非常にきめ細かい支援が行われており、素晴らしい。
- 各コース・環単位で、学生のニーズ把握、学習相談、助言、支援の体制がつけられている。また推薦入試合格者や留学生、障害のある学生への学習支援に関しても対応・配慮がなされている。

基準7 施設・設備及び学生支援 の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 自己評価どおり、素晴らしい。
- 自主的学習環境が整備されており、またガイダンスもきめ細やかであり、個別の学習支援についても対応・配慮がなされている。

基準8 教育の内部質保証システム

- ① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 体制が整っており、機能もしている。すばらしい。
- 文教育学部自己点検・自己評価委員会が組織され点検・評価、教育の質改善・向上のための体制が整備されている。学修状況チェックシステムも活用されており、十分に機能していることが確認できる。

- ③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 自己評価とおりすばらしい。
- 認証評価の指摘事項への対応、卒業生・修了生が就職した企業・官公庁・学校等を対象とした調査、卒業生からの継続的な意見聴取などを実施し、学外関係者の意見を教育の質の改善・向上につなげるための体制が整備されている。なおこれが十分に機能しているかどうかは、更なる検証が必要であろう。

- ④ ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 自己評価とおりすばらしい。
- FD研修会が毎年実施されている。今後、関連する全学組織との一層の連携を図るとともに、学部内の個別の取組を組織的に共有していくことが課題となる。また教員としての経験度（年数）に応じたファカルティ・ディベロップメントの取組があってもよいのではないか。

基準8 教育の内部質保証システム の全体評価

【評価結果】

妥当である

【評価結果の根拠・理由】

- 自己評価どおり、基準8については、すばらしい状況にあると思われる。
- 教育の内部質保証システムは、十分に整備されている。今後、その機能をいっそう高めることが期待される。

I－2 外部評価委員からの指摘事項に 対する対応・改善

外部評価委員からの指摘事項に対する対応・改善【文教育学部】

基準	指摘事項	指摘事項に対する対応・改善
4	観点⑤：入学定員の管理について ○ 定員を下回るのなら、定員を減らすことも検討してよいと思われる。 ○ 過去3年間の入学定員充足率は、文教育学部全体としては106～108%であるが、学科、年度によっては、110%以上となっている場合もある。大幅な超過とは必ずしも言えないが、より一層の定員管理の厳格化が必要ではないか。	○ 定員充足率については、これまでも学部入試方法検討委員会等で三年次編入の廃止等、適正な定員管理に向けた検討を行ってきたが、引き続き一層の厳格化に向けて今後も現況を分析し、合否判定の基準の変更等、改善策を検討する。
5	観点②：授与する学位名称の妥当性について ○ 文教育学部として「学士（人文科学）」学位を授与しているが、人間社会学科の卒業生にもこの名称の学位を授与することが妥当かどうかは将来的に検討の余地がある。 観点⑦：基礎学力不足の学生への配慮について ○ きめ細かい配慮がなされており、素晴らしい。あと、学生の精神衛生を考えるべきではないか。	○ 授与する学位名称の変更には、改組が必要となる。文教育学部自体も今後需要に応じて変わっていくことが求められていると考えているため、学部改組を実現する段階に至った場合、学位名称の変更もその課題の一つとして検討したい。 ○ 保健管理センター及び学生支援センターからの報告により、学生のメンタルに関する相談が増加していることを確認している。大学全体で学生のメンタル面での支援に取り組むため、診療体制の強化等を検討することとしている。
6	観点②：授業評価アンケート結果と学習成果の関係について ○ 授業評価アンケートの回答率も高く、その回答内容からも、学生の満足度や達成度の高さが確認できる。ただしこれらと学習成果（の向上）との関係については、更なる分析が必要ではないか。	○ アンケート結果と成果の結びつきについて、IRセンターと教務委員会が協働して分析していくことが今後必要であり、学習成果の見方について、今後の課題であると考え。大学では高等学校と違い、学生の伸びしろが見えづらいが、本学で採用しているGPAは、科目のカテゴリ別に算出可能で、分析指標として有効であると考え。GPAについて学内でも分析しており、本学の学生は非常に優秀な成績を修めていると言える。また、科目により成績を甘く付けている傾向が見られた場合には指導する等を行っている。
8	観点③：学外関係者からの意見の活用について ○ 認証評価の指摘事項への対応、卒業生・修了生が就職した企業・官公庁・学校等を対象とした調査、卒業生からの継続的な意見聴取などを実施し、学外関係者の意見を教育の質の改善・向上につなげるための体制が整備されている。なおこれが十分に機能しているかどうか	○ 大学のホームカミングデーや、企業の人事担当者として本学に来学した卒業生から、それぞれの視点で本学の教育の改善のために必要なことを伺い、そのデータを蓄積し、教育の質の向上に活かしていきたい。

	は、更なる検証が必要であろう。	
	観点④：FDの取組について ○ 今後、関連する全学組織との一層の連携を図るとともに、学部内の個別の取組を組織的に共有していくことが課題となる。また教員としての経験度（年数）に応じたファカルティ・ディベロップメントの取組があってもよいのではないか。	○ 文教育学部の独自のFDを実施しているが、今後、大学と組織的に共有することが重要であると考えている。また、現在のFDは自由参加にとどまっており、新任教員に対しては全員に研修が課されているが、開催は1回である。階層別のFDの開催も今後検討していきたい。

I－2 平成30年度外部評価委員による 質疑・応答

平成 30 年度外部評価委員による質疑・応答【文教育学部】

Q1. 入学者数の定員管理について、100～110%という目安は、お茶大としての目安か。母数が少ないため、1名の増減が影響してくると思われる。より厳格に管理していただくのが良いと思う。

A1. 入学者数定員管理の目安は 100%であることに変わりはない。現状では、110%を越えると大学に予算負担が生じるため、そのラインを越えないように管理している。

Q2. ホームカミングデーで聴取した卒業生の意見をコース運営に活かしたとのことだが、どのような意見があったか。また、どのようにコースで改善に活かしたか。

A2. ホームカミングデーは二年に一回開催される。意見聴取は、直近に開催した平成 29 年度から開始した取組である。例えばグローバル文化学環では、コースの特徴として国際的な授業が多いためグローバルな視点を身につけることができ、就職活動に役立った等の意見があった。ただし、意見聴取を開始したばかりで、散発的な意見が多いということを確認した段階である。

Q3. AO 入試及び推薦入試について、各高等学校から推薦された学生をそのまま合格させるという方法と、実際に面接試験等を実施して選抜するという方法があるが、お茶大はどのような方法を採用しているか。

A3. 両方の入試で、学生を選抜する方法を採用している。本学では指定校推薦の制度がなく、各高等学校から複数名推薦を出しても良い代わりに選抜を行っている。AO 入試は、学校長推薦は必要なく、自己推薦で受験できるということが推薦入試との違いである。AO 入試は約 10 倍の競争率のため、志望理由書等の書面も含め、文系は「図書館入試」として一日をかけて課題についてレポートを作成し、面接及び課題に関するディスカッションを行い、すべての評定を点数化した上で選考している。

Q4. 文教育学部は海外の大学との単位互換を比較的良く実施しているが、どのような考えに基づくものか。

A4. 文教育学部に設置されている日本語教育副プログラム、グローバル文化学環といったコース・環は、その専門分野の性質上、海外の大学との単位互換を奨励している。また、実験で研究室を離れにくい理系に比して文系の方が、短期間であっても海外に出かけて学ぶことが多いと考えている学生が多いことも背景にある。こういった学部を取組を、全学を取組と結びつけて実施することが必要になってくると考えている。

Ⅱ 外部評価委員の総評

お茶の水女子大学 部局（文教育学部学部）の自己点検・評価に関する意見書

東京大学大学院総合文化研究科 教授 伊藤 徳也

総 評

積極的な取り組みが行われていて、相当な努力の跡がうかがえた。全体的に言って、自己評価の高さも頷ける。

比較的小さい組織で、いくつかのチャレンジングな取り組みが積極的になされており、学部全体がいきいきと躍動している印象を持ち、うらやましく感じた。

中でも、驚きとともに称賛したいのは、入試多様化の取り組みと学生及び卒業生、卒業生に関わる企業等に対する熱心なアンケート調査である。図書館を使った特別入試にはとにかく驚いた。そして、グッドアイデアだとも思った。学生や卒業生などに対する調査にも頭が下がる。少なくとも満足度は確かめられる。しかしたいへんな労力がかかるので、二の足を踏むところは多いのではないか。大規模校だとほとんど無理だろう。

以下、大学院評価の総評でも行ったのと同様の駄弁を少し。この大学・部局だけの問題ではないが、私個人は、本当に必要な「学習効果」というものは、短期間で判断できないと考えている。むしろ、知識の量を測るのは比較的簡単だが、本当に必要な「学習効果」は簡単に数量化できないだろう。教育に対する「評価」というものの最適なあり方についてはさらに徹底的な検討が必要ではないだろうか。実際には、現在最適と考えられている方法を採用するしかないが、もっとよい評価方法があるにちがいないという留保はちゃんとしておく必要はあるように思われる。

大きな組織に就職したような場合は、大学で学んだものは無用の長物として扱われる（大学での学習効果はないかむしろ害悪とみなされる）ことが多いと聞く。が、逆に、定年退職ごろになって、あの大学のあの教育を受けたからよかったのだと（自身も、人の目からも）思える場合などいくらでもありそうに思われる。私自身は、長い時間をかけた評価のほうが信頼できるような気がする。

お茶の水女子大学 部局（文教育学部）の自己点検・評価に関する意見書

慶應義塾大学 文学部長 松浦 良充

総 評

お茶の水女子大学・文教育学部は、本学の人文・社会科学系の研究教育を担う学部として、さらに文学部系統と教育学部系統の融合学部として世界にも類を見ない国内唯一の学部である。また東京女子師範学校、東京女子高等師範学校の伝統を継承しつつ、今日ではグローバル化時代にあって、研究・教育・行政・産業などの各界で活躍する女性リーダーの育成をめざし、かつ女性の雇用や生活環境の改善を図ることで社会の革新を発信する役割を担っている。今回の評価作業を通して、本学部が、国立大学法人設置の女子大学として、その使命と意義を深く認識し、自己変革に努め、組織的・機能的に十分にその役割を果たしていることを確認できた。

教育研究にかかわる組織と活動は、大学および本学部の使命・目的を達成するために、適切かつ構造的に構成され運用されている。本学部は4学科構成であるが、各学科のもとに計12のコース、さらには学科の枠を越えてグローバル文化学環が設置されている。また複数プログラム選択履修制度を活性化させることで、学生の関心や特性に応じて、主専攻分野の専門教育にとどまらず、領域横断的で多様な学びを可能とする体制がとられている。このほか国内大学との単位互換制度、インターンシップの単位化、国外大学との交換留学制度なども整備されている。学部教育として特徴的なのは、きめ細やかな少人数教育が実施されていることである。特に全学的なとりくみでもあるが、英語や自然科学系の基礎学力不足学生に対する科目開講などの配慮がなされており、学部としても、コース・講座単位で成績不振学生への学習支援が行われている。また学科やコースによる環境の差異はあるにせよ、自主的学習環境の整備やガイダンス・個別指導も綿密に行われている。こうしたことが、授業評価アンケートにおける学生の高い満足度や達成感につながっていると考えられる。なおそれらと学習成果の向上との関係については、さらなる分析や検証が必要になるであろう。

学生の受け入れについても、適切な方針・方法・実施体制がとられている。入学者選抜に関しては、全学組織と学部との組織的な連携がはかられており、さらに入学後の追跡調査や入学手続き後のアンケート実施によって、選抜方法の改善にとりくんでいる。なお一部の学科、年度によっては、定員充足率が110%を越えている場合がある。大幅な超過とは必ずしも言えず、また実数が少ないところでの定員管理には困難が伴うことも理解できるが、特に国立大学法人が設置する大学としては、より一層の入学者数の適正化・厳格化が必要である。

教育の内部質保証システムも十分に整備されている。人間文化創成科学研究科の項において述べたことの繰り返しになるが、今回の外部評価作業についても、最初の依頼にはじまり、自己点検・評価の確認・評価、訪問調査（追加情報・資料提供、質疑応答、授業・施設見学、在学・卒業生インタビュー）のいずれにおいても、綿密に体系化された点検・評価の仕組みが確立されていることに感服した。特に担当事務局の丁寧な配慮や差配は、担当理事・教員の意向や指示を汲み取ったものとは推測できるが、非常に行き届いたものであった。これまで少なからぬ大学・部局の外部評価の仕事をしてきたが、本学の評価活動に対する意欲的な姿勢からは、大学を少しでもよくしてゆきたいという熱意が、これまで経験したことのないほど強く伝わってきた。敬意を表したい。

Ⅲ 参考資料

○国立大学法人お茶の水女子大学評価指針

平成17年 1 月20日

制 定

この指針は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、学則第1条に定める本学の目的に基づき、教育研究の自由を尊重し、本学教職員の意欲を高め、教育研究活動等の質的な向上を図るために、大学評価（以下単に「評価」という。）の指針を定める。

1 評価の目的

ここでいう評価とは、大学が行う教育、研究、社会貢献・産学（官）連携、国際活動、大学運営に関して、大学が自ら実施する自己点検・自己評価（以下「自己評価」という。）のことであり、全学評価、部局等評価、個人評価から構成される。

その目的は、教育研究機関としての大学が、大学自治を最大限に生かしつつ、主体的・自律的に大学を運営し、その社会的説明責任を果たすべく、大学の設置理念と使命（ミッション）に照らして、自ら公正かつ客観的に諸活動を点検・評価し、大学の教育研究活動等の質を保証し、その一層の向上に資することにある。

その意味で、評価は、大学組織の目標を適正にかつ効率的に達成し、社会的使命を果たす上で必要不可欠な活動であり、使命実現のためのP D C A（Plan-Do-Check-Action、計画－実行－評価－改善）の過程の一環として位置づけられる。

そのためには、上記P D C Aの観点から、評価結果を、評価を受けた個人又は各部局等に報告・フィードバックし、教育研究活動等の改善に役立てるとともに、広く評価結果を社会へ発信することにより、本学の現況を明らかにし、公共機関としての本学の責務を果たすことが求められる。

2 評価の基本方針

1の目的を達成するための評価の基本方針としては、次の観点に基づくことが必要である。

(1) 施策支援機能

大学自治と教育研究の自由を最大限に生かし、本学の使命実現と本学教職員の意欲を高め、本学の活性化を図るとともに、これを通して本学の中期的・長期的目標を実現するための、評価制度設計を有すること。

(2) 情報提供機能

本学の教育研究活動等の成果を広く社会に知らせ、情報提供と説明責任を果たすためのものであること。

(3) 質の保証・改善機能

本学の教育研究活動等の質と水準を維持・向上させるためのものであること。

(4) 自己反省機能

本学において蓄積してきた自己評価の経験を踏まえ、進化する評価システムにふさわしい制度設計を行い、そのための評価システムの評価組織を組み込むこと。

(5) 認証評価対応機能

認証評価制度のスキーム（学校教育法第109条第2項）に対応し、それに配慮したものであること。

(6) 中期目標・中期計画の達成度評価を含む業務実績評価対応機能

国立大学法人評価委員会による業務実績評価のスキーム（国立大学法人法第31条の2）に対応し、それに配慮したものであること。

3 教職員の義務と権利

本学教職員は、高等教育機関の使命を達成する役割を自覚し、その職責を果たし、結果を示し、質を高めるよう努力しなければならない。そのために、教職員は、自らの教育活動、研究活動、社会貢献・産学（官）連携活動、国際活動、大学運営活動を自己評価し、また、大学が行う評価活動に参加する義務を負う。

同時に、本学教職員は、評価活動によって自己の専門的能力を向上させ、評価方法、評価結果、評価システムについて意見を述べる機会と権利を有する。

4 評価情報の取扱いに関する責務

評価情報の取扱いに関しては、1の目的及び2の基本方針以外に用いないこと、個人情報保護に留意すること等の責務が遵守されなければならない。

5 評価の内容と方法

評価は、全学評価、部局等評価、個人評価の3つのレベルを設定し、それぞれのレベルにおいて、教育、研究、社会貢献・産学（官）連携、国際活動、大学運営の5対象領域について、自己評価を実施することを基本とする。また、客観的水準を確保するため、必要に応じて外部評価を実施するものとする。

各レベルにおける対象領域ごとの具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項については、全学評価要項、部局別評価要項、個人活動評価要項に定めるものとする。

なお、評価項目及び評価方法を策定するにあたっては、国内外のスタンダードに照らした外部基準と、本学固有の使命に基づく中期目標・中期計画に照らした内部基準に配慮した設計を行うものとする。

6 総合評価室の役割

総合評価室は、評価指針、評価要項及び評価実施要項の策定並びに評価の企画・立案及び実施に関する総合的な業務を担当する。

総合評価室が評価の企画・立案を行うに際しては、教育研究評議会等を通じて本学教職員の意思を最大限反映することが求められる。

総合評価室は、評価システムを進化させる方法を開発し、評価システムのあり方について不断に審議、検討し改善を図るための機会を組織、コーディネートする。

7 評価結果の公表

本学の教育研究活動等の成果を広く社会に知らせ、社会の理解と信頼を得るための説明責任を十分に果たすという情報提供機能の見地から、総合評価室は、個人情報保護に配慮しつつ評価結果をWebや報告書等で公表する。ただし、個人評価については、原則公表はしないものとする。

8 教育研究活動等において評価の果たす役割

評価結果は、総合評価室から評価を受けた個人や部局等にフィードバックされるとともに、本学の教育研究活動等及び大学運営に反映されなければならない。

9 認証評価機関・国立大学法人評価委員会における評価と大学の評価

本学の評価は、公的第三者評価の法的要請に応え、また全体としての評価コスト削減の観点から認証評価制度（学校教育法第109条第2項）、国立大学法人評価委員会による業務実績評価（国立大学法人法第31条の2）等のスキームに対応し、それに配慮したものであることが求められる。しかしながら、本学における評価の目的に照らして、独自の内容と水準、方法が設定されなければならない。

10 部局等における自己評価と大学の評価

評価の中心は部局等における自己評価であり、それをもとに大学全体の評価が行われるため、両者の関係は密接である。したがって、総合評価室は、各部局等において精査される評価項目と観点に共通枠組みを設定し、部局等における自己評価及び外部評価を全学評価にリンクさせる制度設計を講じる。ただし、このことは、部局等がその使命や理念に応じて独自に評価項目と観点を設定することを妨げるものではない。

11 資源配分・人事考課と大学の評価

評価結果は、学内の人事考課・資源配分等に反映・利用されることが考えられる。しかしながら、評価はあくまでも、大学自治と教育研究の自由を尊重し大学

がその社会的責任を果たすべく、本学教職員の意欲を高め、教育研究活動等の質的向上を図るためのものである。

総合評価室は、このような観点から、評価結果の用いられ方についての注視機能をもつ。

1 2 評価コスト

評価方法とそれに基づく諸施策は、費用対効果を視野に入れ、「評価疲れ」を起こさないように、たえず改善と充実に努めなければならない。そのために、総合評価室は、人的コストの極小化、データベース構築等を含め、費用対効果の改善のための手段を講じる必要がある。

1 3 改廃

この指針の改廃は、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、学長が行うものとする。

附 則

この指針は、平成17年 1 月20日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年 3 月28日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

○国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価要項

平成23年10月19日

制 定

この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）が、国立大学法人お茶の水女子大学評価指針（以下「評価指針」という。）に基づき、部局等評価（以下単に「評価」という。）における具体的な評価項目、評価方法、評価組織その他必要な事項について定める。ただし、1 の評価項目及び別に定める評価の観点については、部局等がその使命や理念に応じて独自に評価項目と観点を設定することを妨げるものではない。

1 評価項目

評価項目は次のとおりとし、各評価項目における評価の観点に関しては、総合評価室が別に定める。

- (1) 部局の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 教員及び教育支援者
- (4) 学生の受入
- (5) 教育内容及び方法
- (6) 学習成果
- (7) 施設・設備及び学生支援
- (8) 教育の内部質保証システム
- (9) 財務基盤及び管理運営
- (10) 教育情報等の公表
- (11) 研究活動の状況
- (12) 地域貢献活動の状況

2 評価方法及び評価組織

評価組織として、部局等自己評価委員会と部局等外部評価委員会を部局等ごとに構成する。

- ① 各部局等自己評価委員会は、当該部局等の長及び当該部局等の教員から選出された委員により構成し、委員長は部局等の長とし、委員は部局等の長が任命する。
- ② 各部局等自己評価委員会は、自己評価として自己評価書を作成し、部局等外部評価委員会に提出する。この場合において、当該部局等の特性に基づき、各観点を取捨選択し、それについて、自己評価書を作成するものとする。

- ③ 各部局等外部評価委員会は、学外の有識者により構成し、委員長及び委員は当該部局等の長の推薦により学長が委嘱する。
- ④ 各部局等外部評価委員会は、②により提出された自己評価書に基づいて、外部評価を実施し、その評価結果を作成し、総合評価室に通知する。
- ⑤ 総合評価室は、評価結果を整理し、各部局等の長及び学長に報告する。
- ⑥ 学長は、⑤の評価結果に基づき、改善が必要と認められるときは、当該部局等の長に改善指示を行うことができる。
- ⑦ 各部局等の長は、⑤の評価結果、自ら改善を必要と判断したもの、又は⑥の学長から改善指示を受けたものについては、速やかにその改善を講じ、その結果を学長に報告するものとする。

3 評価結果に対する異議の申立て

各部局等の長は、当該部局等の評価結果について合理的な疑義が生じた場合には、次の手順に従い、異議の申立てを行うことができる。

- ① 部局等の長は、評価結果の通知を行った日から15日以内に当該部局等外部評価委員会に異議を申し立てる。
- ② 部局等の長から評価結果に対する異議の申立てがなかった場合は、通知を行った日から15日後に評価が確定するものとする。また、異議の申立てがあった場合は、当該部局等外部評価委員会は異議の申立ての日から30日以内に当該部局等の長から意見を聴取し、再度検証した上で評価を確定し、評価結果を速やかに当該部局の長及び学長へ通知する。

4 評価の実施時期

評価は、評価指針の2により、認証評価制度のスキーム（学校教育法第109条第2項）及び国立大学法人評価委員会による業務実績評価（国立大学法人法第31条の2、中期目標・中期計画の達成度評価を含む。）に合わせて、7年以内ごとに1回実施するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成23年10月19日から施行する。
- 2 国立大学法人お茶の水女子大学部局別評価実施要領は、廃止する。

附 則

この要項は、平成25年7月1日から施行する。

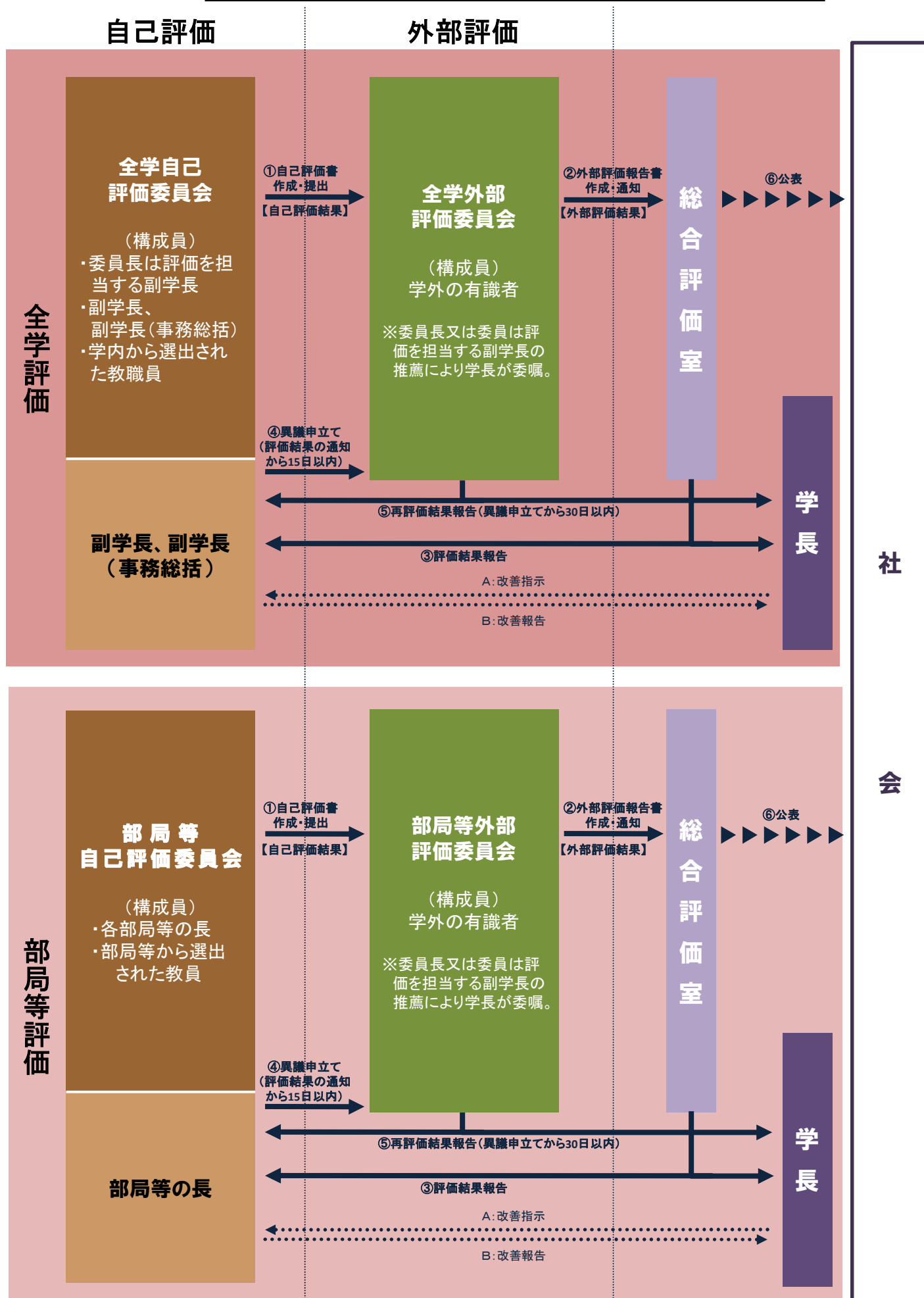
附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

大学評価の実施体制(全学評価・部局等評価)



外部評価委員会委員名簿

担当部局等	氏 名	所属機関・職位
全学・大学院	浅 島 誠	帝京大学 学術顧問・特任教授
全学・大学院	石 井 洋二郎	東京大学 理事・副学長
文教育学部・大学院	伊 藤 徳 也	東京大学大学院総合文化研究科 教授
文教育学部・大学院	松 浦 良 充	慶應義塾大学 文学部長
理学部・大学院	上 野 健 爾	四日市大学 関孝和数学研究所長
理学部・大学院	桂 利 行	東京大学 名誉教授
生活科学部・大学院	中 山 勉	東京農業大学応用生物科学部 教授
生活科学部・大学院	堀 越 栄 子	日本女子大学 家政学部長

(敬称略、職名は委嘱時、五十音順掲載)

お茶の水女子大学外部評価訪問調査出席者名簿

役職	氏名
学長	室伏 きみ子
理事 副学長（教育改革・入試改革・学術情報担当）	三浦 徹
理事 副学長（総務・男女共同参画担当）	猪崎 弥生
理事 副学長（研究・イノベーション担当）	森田 育男
副学長（国際交流・海外同窓会担当）	佐々木 泰子
副学長（広報・理系女性教育開発・同窓会担当）	加藤 美砂子
副学長（学校教育開発支援・社会連携担当）	千葉 和義
文教育学部長	新井 由 夫
理学部長	山田 眞二
生活科学部長	仲西 正
大学院人間文化創成科学研究科長	菅原 ますみ
総合評価室長	小玉 亮子

（※ 上記以外に、各部署の教授等が陪席者として一部出席。）